

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に  
関する基準を定める条例（案）の概要について



## 1 目的

平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育，保育の総合的な提供，保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため，子ども・子育て関連3法が成立し，子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

新たな制度では，小学校6年生まで事業の対象範囲であることが明確化され，職員の資格・員数，施設・設備，児童の集団の規模などについて新たに基準を設けて質の向上を図ることになっています。

このため，放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を市町村が条例で定めることとされたことに伴い，当該基準等を定める条例を制定するものです。

## 2 条例で定める基準等

就労等により留守家庭となる児童と保護者が，安心して利用できる放課後の居場所として相応しい環境を整備するための基準となるものです。

- ①従事する者，②職員数，③児童の集団の規模，④施設・設備，⑤開所日数・開所時間
- ⑥その他・非常災害対策等

## 3 条例制定にあたっての法令上の制約

新制度における事業の設備・運営に関する基準や，新たな給付制度の対象となる施設や事業の運営に関する基準を条例で定めるにあたっては，府省令で定める基準に従い定めるべきもの（従うべき基準）と府省令で定める基準を参酌して定めるべきもの（参酌すべき基準）が規定されています。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準として定める。 異なる内容を定めることは許容されないが，基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準	十分参酌しなければならない基準として定める。 十分参酌した結果としてであれば，地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。

## 4 整備する条例（案）

守谷市に設置する放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。条例の制定にあたっては，国が示した基準を満たすこと，また，これまでの守谷市における基準を下回ることがないようにすることを基本とし，検討を行いました。従来の守谷市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，原則として，国の基準（府省令）をもって守谷市の基準とすることとし，「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」のいずれも国の基準どおりとしています。

## 5 守谷市の基準案

◎：従うべき基準 参：参酌すべき基準

	内容		
	国基準	◎	本市基準案
従事する者	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する「児童の遊びを指導する者」であって、研修を受講した者とする。	従	国基準のとおりとする。
職員数	職員は原則として2人以上配置することとし、うち1人は有資格者（保育士等）とする。	従	国基準のとおりとする。
児童の集団の規模	児童の集団の規模は、おおむね40人までとする。	参	国基準のとおりとする。
施設・設備	専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とする。	参	国基準のとおりとする。
開所日数・開所時間	開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、それぞれ地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとする。	参	国基準のとおりとする。
その他	「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校との連携等」、「事故発生時の対応」を定める。	参	国基準のとおりとする。

## 6 守谷市が独自に定める基準

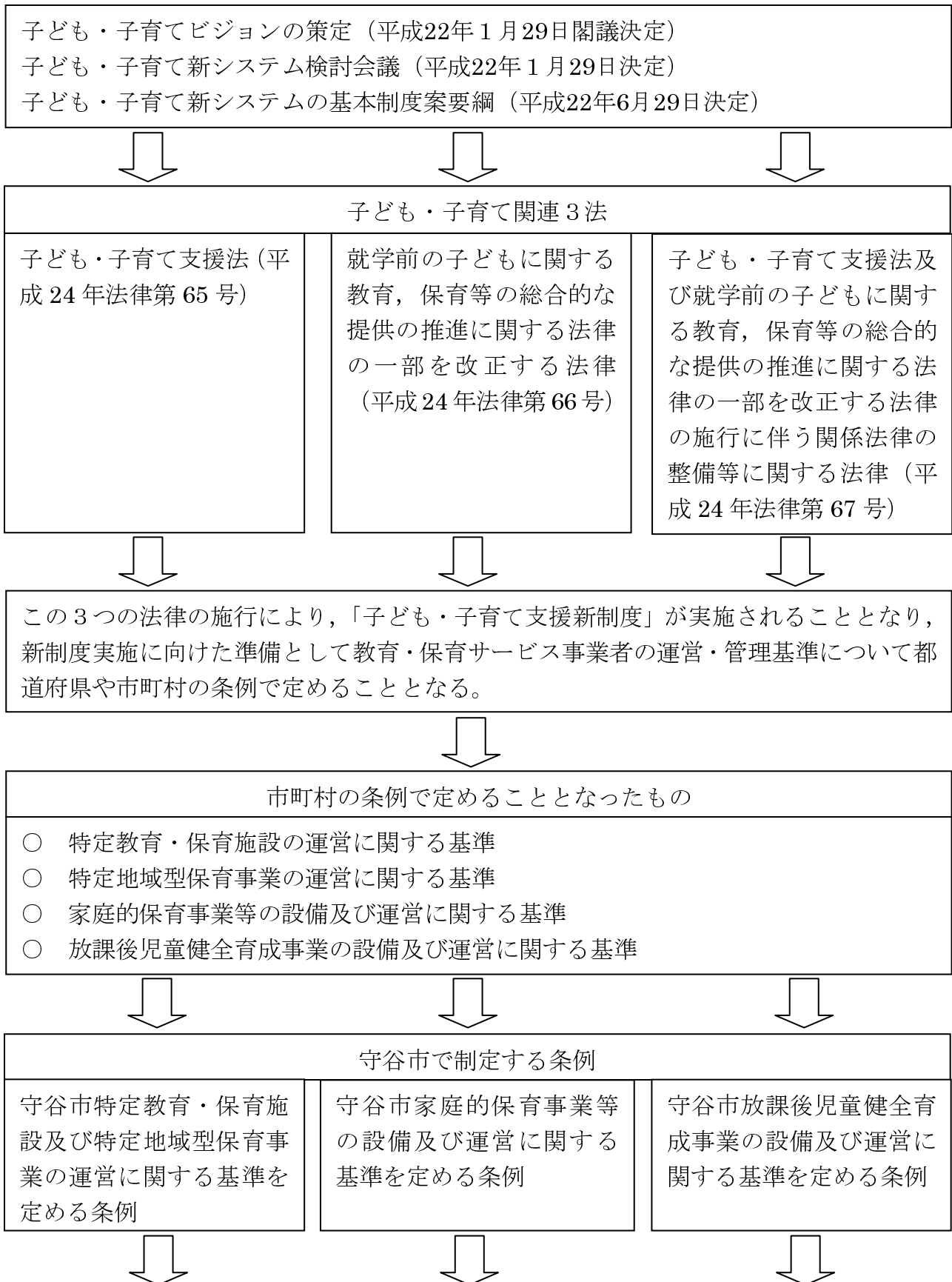
守谷市暴力団排除条例で定める暴力団員ではないことなど、暴力団排除に関する規定を設ける。

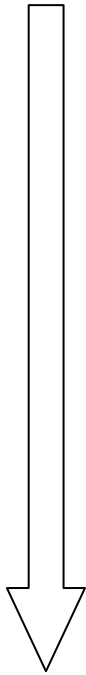
理由：平成23年度に制定した「守谷市暴力団排除条例」を受け、暴力団排除規定を設けることにより利用者が安心して利用できる環境づくりを行っていくため。

## 7 施行予定日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する予定。

子ども・子育て関連3法施行に伴う運営・配置基準の条例化までの流れ





条例に定める設備・運営基準
児童福祉法を根拠とする施設・事業の「認可」の基準を定めます。 ・設備の基準 ・利用開始に伴う基準 ・保育の提供に伴う基準 ・管理・運営等に関する基準
提供施設
事業所内保育事業, 家庭的保育事業, 小規模保育事業, 居宅訪問型保育事業

条例に定める設備・運営基準
児童福祉法を根拠とする施設・事業の基準を定めます。 ・設備の基準 ・保育の提供に伴う基準 ・管理・運営等に関する基準
提供施設
児童クラブ

条例に定める運営基準	
子育て支援法による「確認」(子ども・子育て支援法第31条, 43条)の基準を定めます。 ・利用開始に伴う基準 ・教育・保育の提供に伴う基準 ・管理・運営等に関する基準 ・撤退時の基準	
提供施設	
○特定教育・保育施設	認可保育所 認定こども園 幼稚園
○特定地域型保育事業	事業所内保育事業 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業